

報告第六号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定により、  
区の公債権について、別紙調書のとおり和解したので、同条第二項の規定により  
報告する。

平成三十年六月十九日

江戸川区長 多田正見

## 和解調書(総括表)

債権の名称(担当部課)	和解額	和解の件数
江戸川区学童クラブ育成料 (教育委員会事務局教育推進課)	88,000 円	1 件
合 計	88,000 円	1 件

## 和解調書

債権の名称 江戸川区学童クラブ育成料  
 担当部課 教育委員会事務局教育推進課

番号	和解額	和解日	和解の内容				
			裁判所及び事件番号	債権発生日	和解額内訳等	支払方法	当事者
1	88,000 円	平成30年2月26日	東京簡易裁判所 平成30年(八)第100255号	平成26年4月1日	元金 88,000 円	平成30年3月から平成30年10月まで 毎月29日限り 10,000円ずつ 平成30年11月29日限り 8,000円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
計	88,000 円	/	/	/	/	/	/